

生活交通の維持に関する提言

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークを充実するとともに、十分な財政支援の拡充を図ること。

また、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び財政支援措置を拡充すること。

2. 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全な経営が行えるよう支援制度の拡充を図ること。

3. 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等に対する安定的な維持のため、恒久的な財政支援措置を講じるとともに、地域の実情に応じた補助要件の緩和を図ること。

4. 島しょ部の生活交通として欠かせない航路の確保のため、離島航路整備施策の充実を図るとともに、離島航路の維持・確保に向けて、積極的かつ恒久的な財政支援措置を講じること。

5. 地域の実情にあった交通体系の構築を促進するため、LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に向けた支援の充実強化を図ること。

6. 地域住民の移動手段を確保するため、デマンド交通など独自の地域交通システムが容易に導入できるよう、関係法令の見直しや財政支援を行うこと。

7. 子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して自転車を利用するために必要な、自転車専用道の整備など、自転車活用支援策の充実を図ること。

8. 東日本大震災関係

被災した鉄道路線の早期復旧に向け、既存の補助制度の更なる拡充を図るとともに、被災した鉄道の運行主体に対し、全面的な財政支援措置を講じること。